

介護予防ケアマネジメント等の委託について

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。
委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

【市外の居宅介護支援事業所への委託】

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、新たに1事業所に新規に委託しましたので、承認をお願いします。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐南	さわやか苑見附居宅介護支援事業部	見附市柳橋町295番地 2	株式会社クレアメディ コ	市内の居宅介護事業所に委託していた利用者について、担当の継続が困難となり、市内の他の事業所の引継先が見つからず、市外の事業所に引き継ぐこととしたため
東	さわやか苑燕居宅介護支援事業部	燕市東太田2863-2 エステート7	株式会社クレアメディ コ	本人が三条市に転入したが、転入前と同じケアマネジャーの支援を本人・家族が希望したため